

---



# 哲学会誌

第 XIII 号

---

ギリシアの政治 ..... 松居正俊	1
—三つの体制の意味—	
「中論」について ..... 矢本利則	10

---

1978

弘前大学哲学会

## ギリシアの政治

―三つの体制の意味―

松居正俊

昔のギリシア人は国家体制は大きく分けて三種類に分かれると考えたようである。すなわち単独者支配制、少数支配制、多数支配制の三種である。プラトンやアリストテレスは、こうした大摺みな分類だけでは満足せずに、もうすこし細かな分類を試みたり、あるいは、単なる数の問題とは違った別の原理にもとずいた分類を導入したりしているが、大筋のところでは、この三分説を有効と考えていたようである。では、単独者支配制、少数支配制、多数支配制とは、それぞれどういふものなのであろうか。それは読んで字のごとく、単独者一人が支配する体制、少数の特権者が支配する体制、多数の民衆が支配する体制をいうのであって、特別の説明は要らない自明の事柄であるとも考えられよう。

しかし一歩踏みこんで考えると、そう簡単には云えないようである。そもそも支配とはどういふことなのであろうか。昔のギリシア人に倣って、一応それは「決定を下すこと、命令を下すこと」と定義してよいかと思う。ところでこの決定にはさまざまなレヴェルでの決定があることは言うまでもない。ツキジデスの『歴史』から例

をとると、たとえば「スパルタと開戦すべし」という決定がある。「シュラクサイに遠征すべし」という決定がある。「シュラクサイ撤退は一日延期すべし」という決定がある。「アルキビアデスを逮捕すべし」という決定がある。では、これらのそれぞれレヴェルを異にする決定の間の関係はどのようなものであろうか。一つの決定が下されると、あとは自動的必然的に、つまり他にありやうのない仕方であらうか。そうは考えられない。今の例からも窺えるように、それぞれの決定は上位の決定をうけつぎながらも、そこにはいくつかの可能性のなかでの撰択がなされている。つまり、それぞれの決定はそれぞれに独自の決定という一面を持っている。だとするとそれらの決定はいずれもが、他をもってしては代え得ない仕方であらうものの内実をなしていると云わなければならない。とすると、たとえば単独者支配制とは、厳密に云えば、国事百般にわたる無数の決定をその末端にいたるまで単独者が一人で何もかも決定する体制でなければならぬ。そのようなことは物理的に不可能である。単独者はそれらの決定の多くをどこかで放棄して誰かに委ねざるを得ないのである。アリストテレスにおいて、「単独者周辺のもの」とか「その一派のもの」とかいう云い方がされている者たちが、どうしても必要になるのである。つまり、たとえ強固な単独者支配制とみえるものにおいても、少数グループの支配関与は不可避の事実と云わなければならない。このことはギ

ロシア流に言うとは、単独者支配制には必ず少数支配制が混入しているということである。

この事実はまた別の面からもたどることができる。単独支配者は、たとえ全ての決定を自ら下したとしても、それが実際に行なわれ、まもられているかどうかを全局面にわたって自分で確かめることもできない。自分の力だけで人々にそれを強制することもできない。そのためには、人々を監視し、場合によっては強制力を揮う者たちを必要とするのである。ギリシア流に云うと親衛隊とか守備隊の力を必要とするのである。ところが一般の民衆は、そうした力の背景によって服従させ得たとしても、守備隊なり親衛隊なりの実権を掌握している。ボスたちは、力の実質はかれら自身が握っているのだから、力の威嚇によってかれらを懼伏させることは理屈上不可能である。かれらを動かすには力とは別のもの、プラトン流に云えば説得によって動かすしかない。これは平たく云えば利得と名譽によって動かすということである。そしてそれは支配の一端、決定の一端にかれらを加えるという形で行なわれるのが普通である。単独者支配制における少数支配制の混入の必然性はこの面からも出てくる。

しかし単独者支配制においては、たとえ少数グループの支配関与がみられるとしても、その程度は多寡が知れているのではないか、というのは最高レヴェルの決定だけはとにかく単独支配者の方寸から出ているからだ、と

こう考えられるかもしれない。しかし、これも簡単には云えないのではなからうか。単独支配者は自分の見解をつくりあげて決定を下す際に、周囲から聴取する情報に頼らなければならぬ部分が大きいのである。取り巻き達は、彼にあたる情報やアドヴァイスを通じて、その決定に微妙な影響を与えることができる。いや、できるのではなくその影響関係は必然だと云わなければならぬ。単独支配者が取り巻きの影響から全く独立して、いわば真空の中におけるが如く、自己いちにんの熟慮にもとずいて、自己いちにんの見解を抱くにいたるなどということとは全くの空想にすぎない。単独支配者の典型のように云われるある人物について次のようなことが云われている。「彼は自分の眼によってというより、むしろ人に与えられた眼によって物事をみている。彼の見解、彼の政策はお、むねひとに与えられたもの、ひとに示唆されたものだ」とこういわれている。これは、当時彼の宮廷にいた一外国人の観察であるが、同じことは程度の差こそあれ、あらゆる単独支配者について云えるのではなからうか。我々は外見に欺かれてはならない。世に単独者支配制、独裁制と呼ばれるものも、その実体はむしろ少数支配制と呼ぶほうが真相に近いのではなからうか。

しかし、このことは、単独者支配制についてのみならず、また多数支配制についても指摘できると思われる。B・C・五〇七年のクレイステネスの改革以来、アテナイをモデルとして全ギリシアにひろがった古典的民主制（

多数支配制」というものは、民衆の支配、民衆の決定権をまもることに極度に敏感であった。彼らは、現行の官僚機構のような多大の決定権をもつ職業的集団の存在を許すことはなかったのである。軍閥のごときものを許さなかったのは言うまでもない。また、伝統的な由緒ある組織、たとえば今流に云うと貴族院議院にあたるアレイオス・パゴス評議会などは、その存続を許しながらも、実権は無に近いところまで引き下げてしまったのである。そこには全市民の集会たるエックレーシア（国民議会）と、それを助ける政府執行部・ブーレーと、この二者による完全な支配、完全な決定が行なわれていたと、こう一応は云えるかもしれない。しかし、そこには、はからざる形で少数者の支配がしのびこんでいたのである。それは民主制の根本条件たる言論の自由に起因するものである。アテナイにおける言論の自由がどの程度のものであったかは、たとえば、アリストパネスの喜劇を繙いても容易に窺い知ることができる。それは実に驚くべき高度のものであったと云わなければならない。四二四年に上演された『ヒッペイス』（騎士、ナイツのことだが）、これなどは、当時の最高実力者たるクレオンを舞台にのせて、痛快きわまるデフォルメと揶揄を加えているのである。面白いことは、この喜劇の上演が災いしてアリストパネスに迫害が及んだという形跡の全くないことは勿論として、完膚なき痛撃をくらったはずのクレオンの方

も、そのために人気を落とした気配は全くないことである。それのみか、四二二年にはアテナイ陸軍の総師にえらばれてトラケ地方に遠征している。それはともかくとして、どんなことでも云えたのである。プラトンもその対話篇で、くり返しまき返しデモクラシーを痛烈に批判したことは周知のとおりである。民衆を鈍いところのある馬にたとえたり、半狂人の集まりのように云ったりしながら、それでもプラトンの身に筆禍がおよんだという話はきかない。そうした、ほとんどいかなる言論でも許される、否むしろ奨励される精神的風土で発達したのが、弁論術であり、それを武器として絶大な力を揮ったのが、いわゆるデマゴグである。かれらは弁舌を武器に、主として民衆のエモーションにはたらきかけてその意思を左右し、それによって事実上の国政の決定者、事実上の支配者となり得たのである。アリストテレスも、単独支配者とその取り巻きの関係は、すなわち民衆とデマゴグの関係にひとしいと云っている。

しかし、そのデマゴグを別にしても、デモクラシー、多数支配制には、少数支配制に傾斜する内的素因があると云われている。どういふことかと云うと、一般民衆というものは、支配の権利、国政決定の権利が自分たちの手中にあるということ、また自分たちは誰でも欲しさえすれば国家の役職につく資格をもっているということ、こうしたことをたゞ権利的に保証されていさえすれば、

それで満足するのであって、実際にそうすることまで欲するわけではないということである。つまり、集会ごとにエックレーシアに出掛けたり、国家の役職に携ったりして時間をとられることを欲するわけではないということである。むしろ、そういうことに熱心な人、ギリシア流に云えば名譽欲の旺盛な人が居れば、喜んで彼らにまかせて自分たちはそれぞれ自分たちの仕事に専念したいのである。アテナイのデモクラシーにおいては、国政の最高機関は全市民の集会たるエックレーシアである。市民は、富、家柄、職業によって差別されることなく、一票の投票権と、平等な発言権および議事提案の権利を有していた。云うまでもなく直接制民主主義である。そして一年は十の会期（ギリシア語でプリユタネイアと呼ばれる）、その十の会期にわかれ、それぞれの会期には四回の集会が開催される慣わしであったというから、一年間には都合四十回の集会が催されていた勘定になる。ところで、B・C・四百年頃のアテナイ市民の数は約四万と推定されている。それで、その四万の市民のエックレーシア出席率はどうかであったかが、今、我々の関心の的となる所である。残念ながら、正確な数字は豊富には残されていないが、約六千という数字が残っている。とにかく出席率は芳しくないのが常態であったということ、そのため出席者には報奨の意味をこめて一・五ドラクマの公務手当てが支給されていたという記録が残っている。今、我々は政治意識過多の時代にいる。新聞は選挙の投

票率が何%を割ったとか割らぬとか云って騒いだり国民を叱ったりしている。しかし、そうした腰の重さ、そうした非積極性は悪徳でもなければ時代の病弊でもない。それはいつの時代においても、あたり前な人間のあたり前な反応だったと云って差支えないのではなからうか。イギリスには「政治に熱心にならぬとき政治はうまくゆく」という諺があるそうである。このことをプラトンは、政治に背をむけることが最高に政治的なことだというパラドックスの形で云い表わした。民衆の健康な政治的消極性というものは、そうしたプラトンの精神の素朴な原型であって、ゆとりある人間的な社会をうむ上でのむしろポジティブな美質なのである。しかし楯には両面がある道理である。その美質がまたデモクラシーにおいて少数者の跳梁をゆるす素地にもなるわけである。プラトンの『ソクラテスの弁明』や『ゴルギアス』などを読むと、そうした状況から生まれてきた、職業的政治家としか呼ばようのない人物が登場してくる。では、この政治家たちは、デモクラシーの枠組みの中で、どのような力を揮ったのだろうか。その前にアテナイの民主政治のしくみをごく簡単に見てみたい。

アテナイの民主制はエックレーシアによる支配である。ではそのエックレーシアはどういう作用、どういう機能を果していたのだろうか。今日の我々は、国政の最高機関の一義的作用といえは、まず立法を思い浮かべるのが普通であるが、ギリシアの国家においては、立法はそう

ざらにおこりうるものではなかった。法律は何か永遠的なものと見做され、改変したり後からつけ加えたりすることは軽々にはなし得ないものと考えられていた。「法は石に刻むべきもの」という言葉はそうした精神を云い表わしたものである。法・ノモスについてはそうだが、これに対して個別的なケースを扱うドグマ（法令と訳すのだろうか）、これの発令はエックレーシアの不断に行なっていた所である。このことにたいしてきびしい批判をなす論者もある。つまり、ノモスはできるだけ簡単な形にとどめておいて、あとはその都度その都度のドグマによって事を処理しようとする傾向が、古代デモクラシーの頹廢を招いたのだ、というのである。果してそうかどうか、これは簡単には云えないと思われる。法律をピッシリと細部まで整備しておいて、それで我々の活動を律するというようなことは、我々の撰択の幅を制限し、動きをとれなくすることはないか、そうした法律主義のどこに誇るべき長所があるのか、昔のギリシア人なら、逆に大いに理解に苦しんだらうと思われる。もともと現代人を骨がらみにしている法律主義はギリシア起源ではなくて、ローマ人のメンタリテイの遺産なのである。それはともかくとして、ドグマのそうした不断の発令もエックレーシアの仕事全体から見れば、むしろ従であって、主たる仕事は政治的論議と政治的決定にあったと云わなければならない。外交問題、同盟や条約の締結や破棄、戦争か平和かの決断、そういったものが主たる

論議的であった。戦時になれば、といっても、五・四世紀の全盛時代のアテナイを考えると、いつも戦時にあるみたいなものだが、そうした戦時ともなれば、戦争方針、遠征軍の派遣、作戦の展開、司令官の任命、等々を論議し決定したのである。以上、今流に云うと、立法と行政と、それから残るところの司法の作用もエックレーシアの占有するところであった。事実、場合によっては全エックレーシアを前にして裁判が争われることも稀ではなかったのである。しかし普通は、抽選によって選出された数百名の裁判官が、母体たるエックレーシアの写し、雛形として法廷を構成し、その庭で黒白が争われたのである。云うまでもなく、専門的職業的な弁護士や判事は誰もいない。刑の度合いや、罰金の量なども、原告と被告がそれぞれ妥当とみとめるものを提示し、判決は必ず、そのいずれかに落着する仕組みであった。プラトンの『ソクラテスの弁明』をよめば、そうした裁判の運営なり雰囲気なりがかなり正確にわかると云われる。このエックレーシアの外にブーレーなるものがあつたことは先に少し触れた通りである。ブーレーはエックレーシアに上呈する議事の子備的处理を行なつたりエックレーシアの司会運営をつとめたりするのである。また自分たちの間から執行部をつくつて日常の国務を総攬し、事実上の政府の役割りを果すのである。ブーレーの構成や機能についてはもつとくわしく説明すべきだが、今はこ

の位にしておく。さて、エックレーシアは、いま見てきたように、国事百般にわたって決定をくだし、それこそ八面六臂の活躍をするのだが、支配の内実をなす全ての決定に手がまわるわけでは勿論ない。これは当然のことである。事実そんなことをしては、四六時中集会を開いていても追いつかないことになる。そのため、もろもろの支配と統治の役職をもうけて、決定の多くをそれらに委ねざるを得ないのである。役職は、お、むね、委員会なり会議なりの形をとり、一人の人間が占有するポストの形をとることは例外である。かれらの在任期間は一年で、原則として再任はゆるされなかった。そして任期満了とともにエックレーシアの査問をうけて在任中の功罪を明らかにされる仕組みになっていた。個人の専断を防ぎ、多数支配の原則をまもるための実に水ももらさぬ配慮と云わなければならない。

だが、以上のような理想的な制度も、実際の運営にあたってはどうであったか。まずエックレーシアの内外においてデマゴグの弁舌が絶大な威力を揮ったことは先ののべた通りである。いま、デマゴグを除外して考えてみても次のようなことが見られるのである。ある提案がエックレーシアにおいて圧倒的多数で採決される、あるいは否決されるということは、重要な提案であればあるほど、まずありえないことである。ペロポネソス戦争なども、侃々諤々の議論の末に、やっと開戦に踏み切ったというのが実情である。プロとコントラ、親スパルタ

派と反スパルタ派、あるいは、ずっと時代が下って、親マケドニア派、反マケドニア派など、それぞれ二派が伯仲して、決がいずれに傾くかは際どい場合が多いのである。そういう時に、望む通りの結果を得るための手つとりばやい方法は、どちらでもよいという、あまり熱心でない普通の市民を、自分たちの味方に引きこんで投票させることである。それには、日頃人々に援助や恩恵を与えて蓄えた力が物を言うわけである。すなわちアリストテレス流に云うと、友人や財貨の力、つまり、コネとカネの力が物を言うのである。そこに、さきほどわれわれが職業的政治家の名で呼んだ少数の者たちの辣腕の揮い所がある。また、一味徒党をくんでエックレーシアの一隅に陣どり、猛烈な怒号や喚声によって票決に影響を与える、プラトンのいわゆる劇場政治の演出者も彼らである。この者たちは、また、抹殺したい、あるいは追放にしたいと狙いをつけた人物を、あることないことを云い立てて裁判に引きずりこみ、そうして目的をとげるといふ手も使うのである。その場合、息のかかった小物をつかって自分は表面に立たないのが普通である。ソクラテス裁判などは、その典型的な一例である。ソクラテスは勿論その事情を知っていた。だからソクラテスの弁明も、表面上の訴状にたいして答えると同時に、その背後の政治的策謀にたいしても暗々裡に答えるという二重の性格を強いられたのである。弁明の言葉のや、難解な箇所はみなこの事情に起因すると云われる。それはともか

くとして、そのほか国家の役職にたいしてもかれら政治家の手はおよび得たのである。官職は、外交使節とか、軍司令官とかの特別の経験と才能を要するポスト以外は、みな候補者の中から抽選によって選ぶのが仕来たりであった。公平のようだが、しかし一味の中から多数の候補者をだせば、その役職を握れる確率は高いのである。また自分の息のかからないポストにたいしても、隠密裡に違法の手段を用いる覚悟さえあれば道は通することもあったのである。アリストテレスは公職を私腹を肥やすための具としてはならないと繰返し警告しているが、これは逆に収賄その他の不祥事の頻繁に起こりえたことを暗示しているのである。われわれは、それら少数の政治家たちが、あるいは、先に言及した少数のデマゴグたちがアテナイの民主政治を壟断していたといつても、左程大きなあやまちを犯すことにはならないと云わなければならぬ。

だから人によつては、かつて世界に存在した政治体制はいずれもみな少数支配制であると断言する者もあるのである。これはある意味ではたしかにその通りだが、そう云い切つてしまつては、しかし、一面的のきらいがあると思われる。アリストテレスによれば、どんな体制にとつても、その維持保全のための最も重要な基本策は共通している、同じだといふのである。それは何かと云うと、その体制の存続を欲する人々の数が、しからざる人々の数を上廻るよう配慮するといふことである。

つまり、民衆の大方の支持といふか同意といふか、それを確保することに支配者は最も腐心しなければならぬのである。ところがそれは、民意を政策に反映する、とり入れるといふことなしには不可能である。もつとも、典型的な独裁者と目される者の中には、民意をなみし、公共のためになんらの配慮も払わないことをもつて、むしろ快としているような者もいるにはいる。しかし、こうした者たちの独裁制（単独者支配制）は一様にきわめて短命であつた。ギリシアでは、プサンミティコスの独裁制は三年つづいた、トラシユブロースは十一ヶ月目に追放されたといふような記録が残っているが、大たいそんなものである。独裁者の中には、自分の失敗が明らかになつてからも、いわば往生際が悪くて悪足掻きする者がいる。ギリシアでは、そういう時の常套手段は、奴隷を解放して親衛隊に加えるといふ手が用いられたものである。日本でも幕末に農家の子弟を士分にとりたてて手先につかうといふことが行なわれたが、あるいは似たようなものかもしれない。しかし、そういつたことが旨いことのためにはギリシアにも無かつたのである。これに対して、比較的統治期間の長かつた独裁制、寡頭制（少数支配制）をみると、総じて、かれらが民衆にたいしていろいろと配慮をしめすとともに、民意を政策にとり入れるよう努めていたことがわかるのである。これらのことは何を意味するかと云えば、民衆は、たとえ単独者支配制や少数支配制のもとにおいても、支配者の意思とその



政策の決定にある力を揮っていることである。だから、著にも棒にもか、らぬほど低級で、アツという間に消えてしまう特別な場合をのぞいて、少なくとも体制維持の意志をもつノーマルな単独者支配制、少数支配制においては、デモクラシー（多数支配）の要素は厳然として働いている。すなわち、民衆の反撥を慮って圧政を差し控えるという消極的な形から、民衆の意のあるところを敏感にキャッチしてドシドシ政策にとり入れるという積極的な形にいたるまで、その間に程度の差こそあれ、とにかくなんらかの形でデモクラシーの要素は機能していると言ふことができるのである。

では、単独者支配的要素についてはどうであろうか。どんな体制の中にも、とくに頭抜けた権限と影響力をもつ一人物の存在がみとめられると、こう云って差支えないであろうか。この点は、たゞちに然りと答えて問題はないように思われる。われわれはどんな国家においても、また一般にどんな組織の中にも、他の人々とくらべて一きわ大きな権限をもった人物を見出すことができるからである。勿論その権限の度合は場合場合によって、それこそ天地も只ならぬほどの差があるであろうが、いずれにせよ、その人物が、その国家において単独支配的要素をもった存在であることに変わりはないのである。少数支配制（寡頭制）における、そうした人物の存在については、アリストテレスに次のような観察がある。「寡頭制が変じて独裁制が始まることがある。これは寡頭制の

つねとして、誰か一人を選んで、これを国政の要職をすべる最高責任者にたてるところから起こるのである云々。」民主制の場合はいつと、たとえばアテナイのデモクラシーの歴史の中にも、我々はたゞちに、クレイステネス、テミстокレス、ペリクレス、クレオン等の名を思いうかべることができるのである。

我々は今や一つの結論に達することができると思われ。すなわち、ギリシア人のいう三つの国家体制とは、截然として類を異にする体制ではなくて、一つの連続体をなしている、ということである。別の云い方をすれば、あらゆる国家は、単独者支配制、少数支配制、多数支配の混合体、アマalgamであつて、たゞその混合の割合に相違があるにすぎないのである。アリストテレスの考えをとれば、この混合要素は更に整理されることになる。すなわち、前二者を一まとめにして少数支配的要素とし、これを多数支配的要素と対置させて、その二大要素ですべての体制を考えるわけである。単独者支配は少数支配の極端な場合と考えれば、それを一まとめにして少数支配的要素と呼ぶことは筋の通つたことである。そうして、アリストテレスは少数支配的要素と多数支配的要素という反対の要素が、互いに補つて適正な割合で混合されたとき、現実には可能な最もすぐれた、安定性ある国家が生まれると考えたようである。また、そうした理想的な混合の割合をはずれて、いずれか一方に片寄つた場合でも、その偏向が程々でさえあれば、それですすまず満足でき

ると云っている。ところが、その片寄りを極端まで押し進めてゆくと、しまいには国家体制の態をなさなくなる。つまり国家は崩壊すると云っている。その喩えが面白いので紹介すると――鼻というものは、筋のおつた理想的な線であれば、それが一番美しい。しかしそれを逸れて鷺鼻か獅子鼻のほうへ寄っていると、まだまだ美しいし、見た眼に気持よいものだ。だからといって、もし彫刻家がそうした片寄りを更に過度の方向へ強めてゆくと、まずは、その部分の顔全体に対する釣合いをそこねることになり、ついには、その部分がまるで鼻とさえない見えないようにすることになるだろう。それはなぜかといえば、「相補うべき反対的要素（すなわち鷺鼻性と獅子鼻性）の一方の過超と他方の不足によって」なのである。アリストテレスの考えはこの位で措くとして、繰返すが、あらゆる体制は、この鼻の場合のように、あるいは寒暖計の目盛りのように連続しているのである。それは要するに程度の差にすぎない。これはまことに單純至極な認識だが、しかしその持つ意味は重いと思う。もしこのことの理解が徹底すれば、政治的論議における無用の混乱の多くは自ら姿を消すだろう。しかしまた他方、体制の相違を程度の差として把えることは、その間の相違を暈してこれを見みすることではあり得ない。何人も、温暖の地をはなれて極寒の地に住むことを、たゞ程度の差にすぎないからという理由で諾いはしない。政治においては、あるいは一般に実践の場においては、程度の差こそ

善と悪との相違を生むものなのである。我々はそのことのために命を賭して戦うこともあるのである。

（弘前大学人文学部助教授）

## 中論の構造

矢本利則

中論を一読すれば、著者龍樹の旺盛な否定の精神はすぐ感じとれる。その大なる否定の精神の故に、中論は爾来、様々の異なった評価を受けることになる。曰く、虚無主義である。曰く、否定主義である。さらには、相對主義である等々。今、それらについて詳論するつもりはない、がただそれらの批判もまた、決して理由なくして生じたものでないと考えるならば、中論の中には既に批判的となるべき言説が見受けられるということになりはしないだろうか。たとえ、その言説がいずれ同じ中論の中で否定反駁されることになるとしても、龍樹の真意を把握しようと試みることは、同時に、中論の批判者と同じ陥穽に陥ちる危険を冒すことになりはしないか。

それでは、中論へのアプローチの為にどのような方法が可能であるのか。

思うに、中論の一語一句に囚われることなく、その全体の構造にむしろ注目して、内容の吟味の場合も決して構造を離れることなく、内容と構造とを互いに交渉させあうことだけが唯一可能な方法であらう。

中論は、27章から成り、現存するものは、龍樹自身の手になると思われる詩頌(偈)四四五余りのものに後の研究者の註釈を付したもので、これが中論と呼ばれている。考察の対象になるものは三種、青目註の鳩摩羅什漢訳本、月称註のサンスクリット本、無畏註のチベット本である。そのうち、サンスクリット本、チベット本においては、第一章の前に帰敬偈と呼ばれる中論全体の序文が位置しており、漢訳では帰敬偈が第一章の中に含まれているが、その内容の重要さからも、帰敬偈は第一章から独立させて考えるべきであらう。その帰敬偈はまた、漢訳がなじみ深く八不の偈とも呼ばれ、それは次の通りである。

「不生にして不滅、不常にして不断、不一にして不異、不来にして不出。能く是の因縁を説き、善く諸々の戲論を滅す、我は稽首し礼仏す、諸説中の第一なりと。」

さてこの漢訳との比較の上で、よりよく帰敬偈の理解がなされると思われるので、次にサンスクリット訳とチベット訳を参考に、多少意訳した帰敬偈を紹介してみたい。

「(諸法は)生ぜず、滅せず、断ならず、常ならず、一義ならず、異義ならず、来たらず、去らず、安穩に戲論を寂滅せしむる(このような内容の)縁起(の法)を説き給える正覚者、諸々の説法者中最勝なるその人に私は敬礼する。」ここで諸法とは、この世の森羅万象の一切即ち一切の存在、真理、法則、及び仏教の教説(仏法)を意味している。

この二つの訳の対比、及びそれぞれの語釈から以下のことが見られる。

戯論とは、無義・無益な言論の意味で具体的には龍樹の当時のインド思想界にあったインド教シヴァ派・インド教ヴィシヌ派・時論師・数論派(サーンキヤ学派)、勝論派(ウアイシエーシカ学派)・仏教内の説一切有部などのような法有の立場を指し、これに対する中論派即ち中観派の立場は一応法空と言えよう。しかし歴史的背景を抜きにして考えても、戯論とは帰敬偈から、諸法の生・滅・常・断・一・異・来・去を容認する法有の立場であろうことは容易に推察しうる。則ち、帰敬偈は仏道(しかも大乘仏教)を正統とする仏道以外の説の否定を意味しているのである。

不生、不滅などによる八不の偈によって、帰敬偈は何を意味するのか。八不の内容は、四組の相反する極端な見解各々の否定である。しかし、必ずしも帰敬偈で挙げた四対の見解で事足れりとは出来ないだろう。漢訳本に青目註も八不に言及し、論敵の疑問を想定して言う、「諸法は無量なり、何故に但だこの八事(八つの見解)を以つて破すや。」と。それに対する青目の答えは、「法は無量なりと難も、略して八事を説けば、則ち、総じて一切を破すと為す。」とあり、他の註釈本も含めて、諸法の論破のために仮にこの八不で代表させているとするのが妥当であろう。則ち、あくまで八不は代表であり、帰

敬偈の真の目的は一切の見解の否定にある。

八不の偈の重要さは、龍樹の精神を継承する三論宗の「八不中道」或いは「八不顕実」と云う考え方によく示されている。則ち、生滅去来断常一異は八種の迷執であり、これらを否定しざることとは、単に一の見解の否定に留まらず、両極端な見解の否定であるわけだから自然そこに中道の理が浮かび上がるわけである。八不中道はこのように相対差別を否定し絶体無差別を中に託しているのであるが、果して龍樹の意図が相対的な見解の否定による中道の主張にあるのかは未だ疑問の余地があり、八不の偈のみからは直ちに中道の主張は無理なものと考えられる。

再び帰敬偈の構造に着目すると、諸法が不生不滅である等の八不であるということは、則ち単にあらゆる全存在が不生・不滅……であるだけではなく、先に述べた諸法の定義より、あらゆる教説・真理も不生・不滅……なのであるから当然帰敬偈は、(諸法↓八不(中道))↓縁起(↓法)↓八不(中道)という二重構造を有していると言えよう。

帰敬偈そのものの考察はこれまでに留め、次に帰敬偈とは最も密接な関係にある第一章観因縁品(縁の考察の章)の考察から更に帰敬偈の意味を探ってみよう。

結論から先に言えば第一章の主張は縁の否定にある。第一章を構成する14の偈一々を考察してみよう。

第一偈は四不生の偈とも呼ばれ、生成の運動の否定で

ある。第一偈の理解の爲には第二偈をも合わせて考察する必要がある。そこでこの兩者からすれば、第一偈の構造は次の如くである。則ち、「共よりならず」までの部は有因を否定し、「無因よりならず」で無因を否定している。更に第二偈は、有因の否定の論拠であると解せらる。

第三偈は、小乗説一切有部の主張であり、この偈の眞偽が以下の偈で考察される。

第四偈は、前半が果が有ると前提した時の果（を生ずる作用）と縁との関係を二つの場合に、後半が縁が有ると前提した時の縁と果（を生ずる作用）との関係を二つの場合に分類したもので、縁一般の考察に於ける設問、仮定の意義を持つ。

第五偈は、縁一般の定義、及びその定義による果と縁の考察で、前偈の仮定に対して疑問を投ずるものである。

第六偈は結論部分で、梵訳からは縁一般の否定が、更に漢訳からは有・無の否定もが意味されている。

第七偈より第十偈は各々四縁の否定にあてられる。則ち縁を全て否定することにより、説一切有部の説は論破されるわけである。就中第十偈は増上縁の否定であるが青目の註釈からこの偈は十二縁起説の根本をなす思想の否定であり、比処で遂に仏説も否定されるのである。

第十一より十四偈は再び果と縁、更に非縁の否定に当てられている。

一応第一章の全ての偈の意図は以上の如くであるが、

これらから我々が得られるのは、龍樹の積極的な主張ではなく、むしろ否定の精神、いや正確には否定の否定の運動である。例えば第八偈などに見られる「果の否定↓（無果）↓無果の否定↓…」などのように、更には縁についても「縁の否定↓（非縁）↓非縁の否定↓…」〔第十六偈など〕という図式が得られるように、この否定の否定の運動は中論の全体を覆っていると言えるのである。

この否定の否定の運動の背景をなしているのは根本的な仏説、「無執着」ということである。特に第一章に於ける法は、狭義の存在一般として用いられているのが大部分であるが、その法に広義の教説・真理の意味をも付すことによつて、執着を断つための否定の否定の運動はより徹底したものとなっている。それがよく表われているのは第十偈である。まず十二縁起説の否定だけでも驚くべきことであるが、より意義あるのは第十偈の構造である。則ちこの偈の後半部「是の事有るが故に、是の事有りと説くは然らず」を単に存在に限定せず、教説・真理などに広く適用すれば、前半部の「諸法は無自性なり、故に有相あること無し」という説の形にむしろそのまま当てはまるではないか、また前半部の前提によつて後半部の主張も成立する。よつて第十偈は、一つの命題であると同時に、同じ命題の否定の命題をも意味すると云う風に複雑な構造なのである。この矛盾即ち否定の否定の運動を短い偈の中で、しかも、単に一見解に闡説するのではなく、全諸法に適用し余すこと無く表出している点

特記すべきと思われる。

更に諸法は無自性なりという部分に着目すれば、むしろ先に得た諸法↓中道という図式の成立すら覚束なくなくなる。やはり中論は単に否定主義のそしりを免れ得ないものであろうか。

これまでは、帰敬偈、第一章のみの考察であったが、更に中論全体に目を向けてみよう。

中道の否定の精神を端的に言い表わしているのが空である。中論はむしろこの空の論書であると言っても過言ではない。それでは中論の偈の中から空に関して述べられている代表的なものを考察してみよう。

第四章 8・9 偈（以下 4・8・9 と略す）空義を以つてする論破・解説は、その否定非難が成立せず。完全なものとされる。

（十三・3）一切の法は空であるが故に、法は無自性あり、無自性な法であるから、法は存在しない。

（十三・8）は空と不空の否定である。

（十三・9）空は、諸見解の離説の為に説かれるが、空有りとする見解も、同時に否定されねばならない。

（二十二・11）「空であると言われるべきでない。然らざれば、不空である。共である又共でない。というのがあろう。然し、すべて仮説の為に説かれるのである。」

（梵訳）

（二十四・1・5・6・7）一切皆空と説けば、四聖諦も三宝及び世俗の一切諸法をも否定することになる、

と考えるのは誤りである。そのように考えるのは、空に於ける目的と、空性と、空と云う語の意味を知らないからである。

（二十四・18）「縁起であるものをすべて我々は空であると説く。その空は相對の仮説である。これがまさしく中道である。」（梵訳）即ち縁起が強調され、初めて中道が主張されている。

（二十四・19以下）不空の否定。

さて、これらの偈からすれば、空もまた最高の真理として説かれてはおらず、我々に残されるのはやはり、否定の否定の運動である。ならば、この中論では一体何が主張されているのか。その解決の糸口は（二十四・8）にある。即ち「諸仏は二諦によって衆生のために法を説けり。一は世俗諦を以つて、二は第一義諦なり。」

この偈を空に適用すると、「A」「一切法は空である」とするのが世俗諦であるなら、「B」「一切法は空である」との主張も空である。」とするのが第一義諦と見えよう。更に、その「B」の主張も我々に了解された段階では、即ち世俗諦となり、その主張への執着を断つための「B」の更なる否定が第一義諦へと移行することになる。

このように、否定の否定の運動は常に、世俗諦から第一義諦の方向へ続く、謂わば上昇の否定であり、単なる否定の為の否定ではないのである。換言すれば、中論はこの複雑に呼応し合い、否定し合う偈の構造の中にこそ巧みに否定の否定の運動を現出することを始めて可能に

したのである。それ故に中論は、あらゆる執着を断つべき仏道の修行の方向を示した書である。しかも、ともすれば誤解を生じやすい言語を使用しながら、その言語による主張を主張とせず、その構造の中に最高の真理へ至る唯一可能な道程を示し得た、優れた実践の書と言えるのではないだろうか。

## 弘前大学哲学会規約

第一条（名称）本会は弘前大学哲学会と称する。

第二条（目的）本会は広義の哲学の研究とその普及をはかることをもって目的とする。

第三条（事業）本会は次の事業を行なう。

- 一、毎年一回機関誌「哲学会誌」を発行する。
- 二、研究会・講演会を開く。
- 三、その他

第四条（事務所）本会の事務所は弘前大学人文学部哲学研究室内に置く。

第五条（会員）左記の各項の一に該当する者をもって本会員とする。

- 一、弘前大学哲学関係教官
- 一、弘前大学文学部並びに人文学部哲学専攻の卒業生および在学生
- 一、弘前大学教育学部哲学倫理学専攻の卒業生および在学生
- 一、その他本会の趣旨に賛同する者

第六条（会費）会員は会費（当分年額一〇〇〇円、ただし、本学学生は当分年額五〇〇円）を納入するものとする。

第七条（役員）本会には左記の役員を置く。役員は任期は二年とし、重任を妨げない。

第八条（総会）本会は毎年一回総会を開く。

第九条（附則）1. 本会の規約改正は総会の決議による。  
2. 本規約は、昭和四十一年四月二十九日から施行する。

### 弘前大学哲学会役員

一、会長	一名
一、委員	若干名
一、幹事	若干名
会長	齋藤武雄
委員	伊東洋一・松居正俊・岡崎英輔 五十嵐靖彦・栗原靖・宮田昭 須田朗・矢島忠夫・三浦秀春 川口光勇・齋藤俊哉・白取翠 三上登・二唐資朗・本田
幹事	伊東洋一・須田朗・川口光勇 成田紘治

### 哲学会誌 第十三号

昭和五十三年五月六日  
発行 弘前大学哲学会  
印刷 弘前市文京町一  
ヒロサキニユープリント  
ヒロサキタインフ  
弘前市大町二丁目一の三  
TEL 9311